

時代を「読む」

渡辺 利夫



開国以前の厳重な鎖国体制下にあった李朝時代の朝鮮に潜入し、居住した唯一のヨーロッパ人集団が、パリ外邦伝教会所属のフランス人宣教師たちであった。彼らからの頻繁な通信を素材に書かれた名著「朝鮮事情」(金容権訳、平凡社)の中で著者、シャルル・タレは次のように語っている。

「朝鮮では、父親の仇を討たなかったならば、父子関係が否認され、その子は私生児となり、姓を名乗る権利さえもなくなってしまう。子のこのような不孝は、祖先崇拜だけで成り立

なぜ旧親日派糾弾か

っているこの国の宗教の根本を侵すことになる。たとえ父が合法的に殺されたとしても、父

の仇あるいはその子を、父と同じ境遇に陥れなければならず、また父が流罪になればその敵を流罪にしてやらねばならない。父が暗殺された場合も、同じ行為が求められる。この場

盧武鉉大統領直属の機関として「親日反民族行為者財産調査委員会」が発足し、この委員会が中心となって日本統治時代の対日協力者を売国的な「反民族行為者」とし、彼らの行為の真相を究明し糾弾する政府決定がなされたという報道に接し、あらためて驚きを禁じえなかったからである。今年五月には、一九

一〇年の日韓併合条約に調印した時の首相・李完用をはじめとする九人の子孫が所有する、円換算にして四億七千万円の土地が没収された。また八月には、十人の「反民族行為者」の子孫の所有する十三億六千万円の土地の没収がなされたという。

同委員会はこの九月十七日に「反民族行為者」は三つの時期に分けて調査し発表するとして、第二期の二百二人を指定した。上述した今年の五月と八月の分は第一期の対象者百六人のうち、調査結果の確定した者の子孫の資産没収である。第二期の対象者は目下調査中というところらしい。

実はこの調査のもとになる法律は、二〇〇五年末に与野党の超党派議員によって提出され、同年十二月に圧倒的多数で可決された日帝下の「親日反民族行為者糾弾特別法」である。盧武鉉政権が展開している過去の「歴史清算」の一環である。特別法の目的は、日本帝国主義の殖民政策に協力し、我が民族を弾圧した反民族行為者が、当時蓄財した財産を国家の所有とすることにより、正義を具現する

(拓殖大学学長)

奇妙なる論理である。はるか以前の歴史の事実を現在の時点から遡及して犯罪とする事後法であり、罪科を担う人間が当事者ではなくその子孫であり、彼らの財産の没収であり、私有権の完全な否定である。近代法の精神はここでは完全に無視されている。韓国の政治家の法感覚は一驚に値する。

韓国はこのような理不尽な反日政策によって、いったい何を得ようとしているのだろうか。合理性をもってしては容易に答えが出てこない。シャルル・タレの描いた世界の再現であり、韓国は李朝末期に先祖返りでもしてしまっただろうか。極東アジアにおいて「協働」が不可欠な日韓関係を毀損して何が韓国の利益か、との思いが深い。